

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年6月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第39号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (管理方針等の提出等) 第61条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他の知事が別に定める特別の事情があるときは、前項の提出期限は、知事が別に定める。</u> <u>3・4 略</u> | (管理方針等の提出等) 第61条 略 <u>2・3 略</u> |
| (化学物質適正管理計画の作成等) 第62条 略 2 略 <u>3 第61条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。</u> <u>4・5 略</u> | (化学物質適正管理計画の作成等) 第62条 略 2 略 <u>3・4 略</u> |
| (地球温暖化対策計画の作成等) 第65条 略 2～5 略 <u>6 第61条第2項の規定は、第2項の規定による提出及び前項の規定による報告について準用する。</u> | (地球温暖化対策計画の作成等) 第65条 略 |
| (自動車排出ガス対策計画の作成等) 第76条 略 2～5 略 <u>6 第61条第2項の規定は、第2項の規定による提出及び前項の規定による報告について準用する。</u> | (自動車排出ガス対策計画の作成等) 第76条 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。